# 令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和2年3月

港区監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第7項の規定に基づき実施した令和元年度財政援助団体等監査の結果を、同法同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

令和2年3月26日

港区監査委員 徳 重 寛 之

同 高橋元彰

同 鵜 飼 雅 彦

# ≪目 次≫

第 1	監査の概要・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	監査実施期間・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	監査対象団体等	•		•		•	•	•		•	•	•					•		•	1
3	監査対象範囲・	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•		•			•	1
4	監査実施団体等	及	び	監	查(	の	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
5	監査の主な観点	•		•	•	•	•	•		•	•	•				•	•	•	•	5
第 2	監査の結果・・・	•	•	•			•				•	•	•	•	•		•			6

#### 第1 監査の概要

#### 1 監査実施期間

令和元年10月10日から令和2年1月31日まで

# 2 監查対象団体等

- (1)区が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政 的援助(以下「補助金等」という。)を行っている団体等
- (2)区が資本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人
- (3)区が公の施設の管理を行わせている団体
- (4) 上記(1) から(3) の団体等を所管する部局

#### 3 監査対象範囲

平成30年度の事業を対象に実施した。

#### 4 監査実施団体等及び監査の方法

(1) 実地監査を行った団体

監査実施団体等一覧表の1から12までの団体を対象に、財政援助等に 係る出納その他の事務の執行が、交付等の目的に沿って、適正かつ効率的 に行われているかどうかについて実地監査を行った。

#### (2)書面監査を行った団体等

監査実施団体等一覧表の13から17までの団体及び事業者を対象に、 財政援助等に係る事務が適正に行われているかどうかについて所管部局に 対して書面監査を行った。

# (3) 税理士等による会計書類調査

監査実施団体等一覧表のうち、次の団体については、税理士に会計書類 調査を委託し、その結果を参考とした。

- ・ 公益財団法人 港区スポーツふれあい文化健康財団
- 社会福祉法人 恩賜財団済生会支部東京都済生会
- 社会福祉法人 奉優会
- ・ セントラルスポーツ 株式会社
- ・ 富士急グループ J V

- ・ 株式会社 東急コミュニティー
- ・ アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ
- 公益財団法人 児童育成協会
- · 社会福祉法人 長岡福祉協会
- · 社会福祉法人 港区社会福祉協議会

# ≪監査実施団体等一覧表≫

	団 体 等 名 称	補助金等の名称	補助金等の金額		
	公益財団法人	出資金	500,000,000円		
1	港区スポーツふれあい 文化健康財団	公益財団法人 港区スポーツふれあい 文化財団に対する補助金	521,629,917円		
	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 東京都済生会	南麻布高齢者在宅サービスセンター管理運営	22,994,833円		
		南麻布地域包括支援センター管理運営	44,062,654円		
		特別養護老人ホーム港南の郷管理運営	142,341,986円		
2		高齢者在宅サービスセンター港南の郷 管理運営	19,131,205円		
		地域包括支援センター港南の郷管理運営	59,616,355円		
		ケアハウス港南の郷管理運営	112,697,000円		
	社会福祉法人奉優会	白金台いきいきプラザ管理運営			
		豊岡いきいきプラザ管理運営	200 752 1225		
		高輪いきいきプラザ管理運営	288,752,123円		
3		白金いきいきプラザ管理運営			
		高輪区民センター管理運営	36,920,347円		
		特別養護老人ホーム白金の森管理運営	74,082,935円		
		高齢者在宅サービスセンター白金の森 管理運営	15,328,638円		

	団 体 等 名 称	補助金等の名称	補助金等の金額
3	社会福祉法人 奉優会	地域包括支援センター白金の森管理運営	52,808,826円
4	セントラルスポーツ 株式会社	介護予防総合センター管理運営	204,122,878円
5	富士急グループJV	大平台みなと荘管理運営	167,880,502円
		特定公共賃貸住宅 シティハイツ港南管理運営 特定公共賃貸住宅 シティハイツ竹芝管理運営 特定公共賃貸住宅 シティハイツ桂坂管理運営 特定公共賃貸住宅 シティハイツ神明管理運営	192,349,668円
	株式会社東急コミュニティー	区営住宅シティハイツ白金管理運営 区営住宅シティハイツ港南管理運営 区営住宅シティハイツホ本木管理運営	
6		区営住宅シティハイツーツ木管理運営 区営住宅シティハイツ芝浦管理運営 区営住宅シティハイツ第2芝浦管理運営	90,819,011円
		区営住宅シティハイツ桂坂管理運営 区営住宅シティハイツ車町管理運営	
		区立住宅シティハイツ高輪管理運営	
		区立住宅シティハイツ赤坂管理運営	113,625,470円
		区立住宅シティハイツ港南管理運営	
7	株式会社 アクト・ テクニカルサポート	商工会館管理運営	40,218,390円

	団 体 等 名 称	補 助 金 等 の 名 称	補助金等の金額		
		本芝公園管理運営			
		桜田公園管理運営			
		塩釜公園管理運営			
		南桜公園管理運営			
		金杉橋児童遊園管理運営			
		芝新堀町児童遊園管理運営			
		松本町児童遊園管理運営			
		芝五丁目児童遊園管理運営	97,800,000円		
	アメニス・	三田小山町児童遊園管理運営			
8	   ケイミックス・     日比谷花壇グループ	   三田二丁目児童遊園管理運営 			
	ロル台化塩グループ   	三田綱町児童遊園管理運営			
		   浜松町四丁目児童遊園管理運営 			
		芝大門二丁目児童遊園管理運営			
		虎ノ門三丁目児童遊園管理運営			
		西久保巴町児童遊園管理運営			
		<b>狸穴公園管理運営</b>			
		本村公園管理運営	152,600,000円		
		有栖川宮記念公園管理運営	102,000,000[]		
		<b>笄公園管理運営</b>			

	団 体 等 名 称	補助金等の名称	補助金等の金額
		三河台公園管理運営	
		さくら坂公園管理運営	
		六本木西公園管理運営	
		横川昭三記念公園管理運営 (平成31年4月25日 廃止)	
		網代公園管理運営	
		新広尾公園管理運営	
		飯倉公園管理運営	
		南麻布一丁目児童遊園管理運営	
	アメニス・	南麻布新堀児童遊園管理運営	
8	ケイミックス・	絶江児童遊園管理運営	
	日比谷花壇グループ	古川橋児童遊園管理運営	
		広尾児童遊園管理運営	
		宮村児童遊園管理運営	
		笄児童遊園管理運営	
		西麻布二丁目児童遊園管理運営	
		六本木三丁目児童遊園管理運営	
		飯倉雁木坂児童遊園管理運営	
		東麻布児童遊園管理運営	
		中ノ橋児童遊園管理運営	

	団 体 等 名 称	補助金等の名称	補助金等の金額
9	公益財団法人 児童育成協会	麻布子ども中高生プラザ管理運営	100,963,997円
10	社会福祉法人 長岡福祉協会	障害者グループホーム芝浦管理運営	21,489,020円
11	社会福祉法人 港区社会福祉協議会	社会福祉協議会補助金	171,834,166円
12	一般財団法人 港区体育協会	体育協会補助金	38,027,376円
13	ニュー新橋ビル地下商店会 ほか	にぎわい商店街事業補助金	126,626,000円
14	ホームデイケア・六本木 ほか	認証保育所運営費等補助金	964,567,920円
15	フミ・コーポレーション株 式会社 ほか	認可保育所等設置支援事業費補助金	1,750,528,000円
16	特定非営利活動法人 あい・ぽーとステーション	みなと子育てサポートハウス事業補助金	37,395,000円
17	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	みなと子育て応援プラザ事業補助金	74,021,000円

### 5 監査の主な観点

# (1)補助金等交付団体等

#### ア 所管部局

- ① 補助金等の交付の方法、手続及び時期は適正か。
- ②補助金等の効果及び条件の履行の確認は適切か。
- ③ 団体への指導・監督は適切に行われているか。

# イ 団体等

- ① 補助金等交付申請及び報告は適時、適切に行われているか。
- ② 補助事業は、計画及び交付条件に従って、適正かつ効果的に執行されているか。
- ③ 補助金等に係る収支の会計経理は適正に行われているか。

# (2)出資団体

# ア 所管部局

① 団体の経営成績及び財政状態が十分に把握され、適切な指導・監督が行われているか。

# イ 団 体

- ① 設立等の目的に沿って事業運営が行われているか。
- ② 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。
- ③ 経営成績及び財政状態は健全か。

# (3) 公の施設の管理を行わせている団体

# ア 所管部局

- ① 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- ② 指定管理団体への指導・監督は適切に行われているか。

# イ 団 体

- ① 管理運営に関する協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ② 管理業務に係る収支の会計経理は適正に行われているか。

#### 第2 監査の結果

#### 1 社会福祉法人 恩賜財団済生会支部東京都済生会

【所管部局:保健福祉支援部】

区は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会に対して、港区立特別養護老人ホーム港南の郷の指定管理料1億4,234万円余、港区立高齢者在宅サービスセンター港南の郷の指定管理料1,913万円余、港区立地域包括支援センター港南の郷の指定管理料4,961万円余、港区立ケアハウス港南の郷の指定管理料1億1,269万円余を支出した。

#### (1)業務の再委託について≪指摘事項≫

指定管理者が「株式会社 東急コミュニティー」へ再委託を行った業務のうち、ボイラー点検業務、水質検査、厨房排水水質検査は「株式会社 シー・アイ・シー」で再々委託申請・承認されている。しかし、ボイラー点検業務は「株式会社 日本サーモエナー」、水質検査、厨房排水水質検査は「ヒロエンジニアリング 株式会社」へ更に再々々委託を行っていた。

清掃、警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等について、区が内容を精査し承諾した場合に、指定管理者は再委託できるものとしている。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては、再委託する業務の 内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明 を求めるなどその内容をよく精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底す べきである。

#### (2) 指定管理料に係る経費区分と支出科目について≪指摘事項≫

修繕費は、「施設の修繕に必要な経費」、「施設の軽微な修繕等」としており、 自転車修理については、指定管理料の経費区分にある修繕費には該当しない。 港区立地域包括支援センター港南の郷では、自転車修理(4月)14,688円と、自 転車修理(10月)11,232円は、ともに清算項目である修繕費から支出されてい た。港区立地域包括支援センター港南の郷の修繕費は、予算額47,130円、支出 額47,130円で、残額は0円と報告されているが、支出額は25,920円が正しく、 21,210円の余剰金が生じることになる。余剰金については、適正な処理をすべ きである。

所管課は、指定管理者に対して、正確な報告書の作成を強く指導すべきであ

る。また、提出された報告書を十分に精査し、適正な予算執行に基づく指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認すべきである。

#### (3)修繕費について≪指摘事項≫

港区立ケアハウス港南の郷では、1室に天井埋込型エアコン2台を取り付ける 工事を3月に実施し、1件の契約価格が1,641,600円だったにもかかわらず、指 定管理者が修繕を行った。

ケアハウス港南の郷の管理運営に関する基本協定書第17条第2項で、1件につき130万円を超える修繕については区が実施するものと規定している。

所管課は、指定管理者に対し、修繕に関してケアハウス港南の郷の管理運営 に関する基本協定書に基づく適正な執行を行うよう指導を徹底するとともに、 その内容を十分精査すべきである。

#### (4) 不適正な清算書について《意見事項》

港区立特別養護老人ホーム港南の郷の指定管理料135,404,000円は、光熱水費が増加したことにより平成30年度の指定管理料が不足したため、年度協定書の変更協定を締結し、平成31年3月11日付で指定管理料7,343,000円を増額したにもかかわらず、清算書に書かれた指定管理料の総額が変更前の金額135,404,000円のままだった。

所管課は指定管理者と協議し、特段の理由があると認めて指定管理料の増額を行った。しかし、指定管理者から変更前の指定管理料のままで清算書が提出されたにもかかわらず、それを漫然と看過してしまったことは甚だ遺憾である。所管課は、指定管理者に対し正確な実績報告書を作成するよう指導されたい。

#### (5) 事業運営費について≪意見事項≫

港区立ケアハウス港南の郷では、事業運営費の内、給食材料費の予算額は16,872,000円で執行額は11,297,263円、残額は5,574,737円であった。給食材料費の執行残は、事業計画に計上した入居者の見込み人数に対して、実績人数が85%にとどまったこと等によるものである。

事業運営費・施設管理経費については、指定管理者の効率的で効果的な事業 運営により執行残額(余剰金)が発生した場合は、指定管理者の収入とし、区 への返還は要しないこととしている。給食材料費の執行残は、当初の事業計画 の未達成によるものであるため、指定管理者の経営努力によるものとはいえな い。

所管課は、指定管理者から提出された実績報告書等を十分に精査し、当初予定していた事業計画の実施が困難となった場合には、指定管理者と事業計画の変更を協議するなど、適切な対応を図られたい。

#### 2 社会福祉法人 奉優会

【所管部局:高輪地区総合支所】

区は、社会福祉法人奉優会に対して、高輪地区港区立いきいきプラザの指定管理料2億9,576万円余を支出した。

# (1) 修繕費の妥当性の担保について≪意見事項≫

「冷房、給湯用ヒートポンプ装置2号機修理(平成30年4月30日 1,039,608円)」、「地下ホール通路天井LED化工事(平成31年3月31日 448,200円)」について、支払い関係書類を確認したところ、いずれも見積書は、建物管理を再委託している株式会社 関東コーワ1社のみだった。

所管課は、指定管理者が行う修繕についてその透明性、妥当性、適正性等を確保し、区の説明責任を果たす観点から、区の基準に準じて複数事業者から見積りを徴取するなど、厳格な検証ができるよう指定管理者を指導されたい。

#### 【所管部局:保健福祉支援部】

区は、社会福祉法人奉優会に対して、港区立特別養護老人ホーム白金の森の指定管理料7,408万円余、港区立高齢者在宅サービスセンター白金の森の指定管理料1,532万円余、港区立地域包括支援センター白金の森の指定管理料5,280万円余を支出した。

#### (1)業務の再委託について≪指摘事項≫

指定管理者が再委託を行った業務のうち、飲料水水質検査は「朝日管財 株式会社」、直結増圧給水ポンプ設備管理は「メンテSAEGUSA」、煤煙測定は「有限会社 日精サーマル」で再委託申請・承認されている。しかし、飲料水水質検査は「シェル商事 株式会社東京本店」、直結増圧給水ポンプ設備管理は「朝日管財 株式会社」、煤煙測定は「有限会社 ティ・エヌケミスト」へ更に再々委託を行っていた。

清掃、警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等について、区が

内容を精査し承諾した場合に、指定管理者は再委託できるものとしている。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては、再委託する業務の内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなどその内容をよく精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

#### 3 セントラルスポーツ 株式会社

【所管部局:保健福祉支援部】

区は、セントラルスポーツ株式会社に対して、港区立介護予防総合センターの指定管理料2億412万円余を支出した。

#### (1)会計処理について≪指摘事項≫

事業計画に挙げていた事業運営費の調査・研究事業(高齢者ニーズ調査)は、 再委託を前提に2,350,000円予算化したが、再委託しなかったことから 2,350,000円の執行残が発生した。委託事業を実施しなかったことは当初の事 業計画の未実施である。所管課は、指定管理者自らが調査業務を実施したとし ている。

当初予定していた事業計画を実施しなかった場合には、事業計画を変更し、執行残となった経費を適切に処理するなどの対応を図るべきである。

所管課は、当初提出された事業計画書に計上された事業を実施しないことと する場合は、指定管理者の事業執行状況を十分把握したうえで、事業計画の変 更を協議するなどの対応を図るべきである。

# 4 株式会社 アクト・テクニカルサポート

【所管部局:産業・地域振興支援部】

区は、株式会社アクト・テクニカルサポートに対して、港区立商工会館の指定管理料4,021万円余を支出した。

#### (1)業務の再委託について≪指摘事項≫

指定管理者が再委託を行った業務のうち、清掃、常駐警備、空調設備等保守管理、 自動ドア保守点検、植栽管理は「株式会社 東急コミュニティー」で再委託申請・ 承認されている。しかし、清掃業務は「三幸 株式会社」、警備業務は「株式会社 ユ ニバーサルセキュリティ」、空気調和機清掃・点検は「金座商事 株式会社」、自動ドア保守点検は「ナブコシステム 株式会社」、植栽管理業務は「小杉造園 株式会社」、殺虫消毒は「株式会社 大正クエスト」へ更に再々委託を行っていた。

指定管理者に確認したところ、平成28年3月に所管課に対し再々委託する内容の 書類を提出して以降、現在もこの再々委託先となっていた。

指定管理者が再委託を協議する場合は、毎年度、区への書面による申請を義務付けている。

所管課は、再委託業務については事前に書面による申請及び承諾に漏れが無いよう指定管理者への指導を徹底し、再委託協議に際しては、再委託する業務の内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなどその内容をよく精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

#### 5 アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ

【所管部局:芝地区総合支所】

区は、アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループに対して、港区立本芝公園等管理運営の指定管理料9.780万円を支出した。

#### (1) 指定管理料の清算について≪指摘事項≫

指定管理者が提出した平成30年度実績報告書と、監査当日に確認した賃金台帳 ほか関係帳票等を照合したところ、清算項目である人件費、光熱水費、施設管理経 費(再委託分)、修繕費について、以下の事例があった。

公園管理費の人件費(清算項目)では、非常勤職員給与3月分87,280円は77,824 円が正しい額であり、法定福利費1,370,277円は642,860円が正しい額であった。 このため、人件費の決算額8,799,999円は、8,063,126円が正しい額であり、返還額 が731,232円少なく報告されていた。

公園管理費の光熱水費(清算項目)の決算額3,211,206円は3,278,662円が正しい額であり、公園管理費の施設管理経費(再委託分)では、株式会社 グリーバル分224,640円は259,200円が正しい額であった。公園管理費の修繕費(清算項目)では、2月実施のトイレ修繕(桜田公園)103,680円が計上されておらず、決算額13,067,028円は13,170,708円が正しい額であった。児童遊園管理費の光熱水費(清算項目)の決算額902,543円は902,003円が正しい額であった。光熱水費、施設管理経費(再委託分)、修繕費については返還額は生じていない。

実績報告書等の記載内容や添付書類は、指定管理料の清算に係る審査をするた

め不可欠なものである。所管課は、指定管理者に対して、正確な報告書の作成を強 く指導すべきである。また、提出された報告書を十分に精査し、指定管理業務の執 行及び指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に 確認すべきである。

# (2) 再委託協議の決裁処理について≪指摘事項≫

「指定管理者制度運用マニュアル」では、再委託承諾書の決裁区分は部長専決としているが、課長専決で処理されていた。

また、再委託承諾書は、平成30年4月1日付の書面にいわゆるゲタ判を押し、簡易 決裁していた。

文書管理規程は、起案は電子起案方式によることとしているが、保存年限が随時 (1年未満) である簡易な文書を受領した場合などには、文書管理システムに登録 せずに簡易決裁することができるとしている。しかし、本件は簡易決裁できる事案 に該当するものではない。

所管課は、決裁区分を再確認するとともに、文書管理規程に基づいて適正な事 務処理を行うべきである。

# (3)業務の再委託について≪指摘事項≫

託を行った。

指定管理者が再委託を行った業務のうち、清掃、電気設備点検、本芝公園噴水点 検、本芝公園噴水水質検査は「株式会社 ケイミックス」で再委託申請・承認され ている。しかし、桜田公園、南桜公園、塩釜公園の清掃は「公益社団法人 港区シ ルバー人材センター」、本芝公園の清掃は「社会福祉法人 友愛十字会」、電気設備 点検は「アオイ電設 株式会社」、本芝公園噴水点検は「株式会社 ドゥサイエンス」、 本芝公園噴水水質検査は「株式会社 総合水研究所」へ更に再々委託を行っていた。 また、プレーパーク事業、こもれびの森プロジェクトは区の承諾がないまま再委

清掃、警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務や事業について、区が内容を精査し承諾した場合に、指定管理者は再委託できるものとしている。

所管課は、再委託業務については事前に書面による申請及び承諾に漏れが無いよう指定管理者への指導を徹底し、再委託協議に際しては、再委託する業務の内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなどその内容をよく精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

#### (4) 備品の管理について≪指摘事項≫

「指定管理者制度運用マニュアル」では、備品は区が購入して無償で貸与し、指定管理料での購入はできないとしている。しかし、指定管理者は指定管理料で保管箱(52,704円)1点を購入し、指定管理者が所有する備品(Ⅱ種)として管理していた。

所管課は「指定管理者制度運用マニュアル」に基づき、適正な備品の管理について指導を徹底すべきである。

なお、指定管理料で購入した当該備品を備品(Ⅱ種)として登録、管理しているが、区の貸与した備品(Ⅰ種)として「管理備品等一覧」へ記載し、適正に管理すべきである。

# (5) 修繕費の妥当性の担保について≪意見事項≫

港区立本芝公園等管理運営では、「南桜公園ベンチ補修(平成30年7月18日719,280円)」、「公園灯補修、トイレ排水不良修繕工事(桜田公園)(平成30年11月30日420,120円)」、「公園灯補修等塗装工事(平成31年3月30日1,197,720円)」、

「芝五丁目児童遊園ダスト舗装補修工事(平成30年7月31日 442,800円)」など、 指定管理者が共同事業体を構成している一事業者、またはそれ以外の事業者に発 注した修繕については、金額にかかわらず複数事業者から見積りを徴取しておら ず1社のみだった。

所管課は、指定管理者が行う修繕についてその透明性、妥当性、適正性等を確保 し、区の説明責任を果たす観点から、区の基準に準じて複数事業者から見積りを徴 取するなど、厳格な検証ができるよう指定管理者を指導されたい。

#### 【所管部局:麻布地区総合支所】

区は、アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループに対して、港区立狸 穴公園等管理運営の指定管理料1億2,215万円を支出した。

#### (1) 指定管理料にかかる経費区分と支出科目について≪指摘事項≫

修繕費は、「施設の修繕に必要な経費」、「施設の軽微な修繕等」としており、樹木管理や害虫駆除等については、指定管理料の経費区分にある修繕費には該当しない。しかし、「公園管理費」では「公園初期診断結果対応作業(剪定)1,080,000円(有栖川宮記念公園)」等、計3,191,292円。「児童遊園管理費」では「ハト糞高圧洗浄1,182,600円(古川橋・中の橋児童遊園)」、「樹木外観診断対応伐採75,600円(六本木児童遊園)」等、計1,570,320円は

いずれも清算項目である修繕費から支出されていた。「公園管理費」、「児童遊園費」を合わせた修繕費は、予算額14,471,308円、支出額14,476,914円で、残額は△5,606円と報告されているが、支出額は9,715,302円が正しく、4,761,612円の余剰金が生じることになる。余剰金については、適正な処理をすべきである。

所管課は、指定管理者に対して、正確な報告書の作成を強く指導すべきである。また、提出された報告書を十分に精査し、適正な予算執行に基づく指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認すべきである。

#### (2) 修繕費の妥当性の担保について≪意見事項≫

港区立狸穴公園等管理運営では、「池浄化施設補修①(平成30年4月6日 1,188,000円)」、「便所補修③(屋根防水)笄公園(平成30年8月1日~2日 567,216円)」など、指定管理者が共同事業体を構成している一事業者、また はそれ以外の事業者に発注した修繕については、金額にかかわらず複数事業 者から見積りを徴取しておらず1社のみだった。

所管課は、指定管理者が行う修繕についてその透明性、妥当性、適正性等を確保し、区の説明責任を果たす観点から、区の基準に準じて複数事業者から見積りを徴取するなど、厳格な検証ができるよう指定管理者を指導されたい。

#### 6 社会福祉法人 長岡福祉協会

【所管部局:保健福祉支援部】

区は、社会福祉法人 長岡福祉協会に対して、港区立障害者グループホーム芝浦管理運営の指定管理料2,148万円余を支出した。

#### (1) 再委託協議の決裁処理について≪指摘事項≫

「指定管理者制度運用マニュアル」では、事業実績報告書、再委託承諾書の 決裁区分は部長専決となっている。

しかし、指定管理者から提出された事業実績報告書(指定管理料の清算書) 及び第三者再委託申請書に対しての再委託承諾書は課長専決で処理されてい た。

所管課は、指定管理者制度の事務管理の適正化を図るとともに、部長、課長、

係長は諸手続の決裁区分を再認識し、適正な事務処理を行うべきである。

#### (2)業務実績報告等について≪意見事項≫

港区立障害者グループホーム芝浦の管理運営に関する基本協定書第25条では、指定管理者は、毎月終了後、翌月10日までに本業務の実施状況、収支状況、利用状況を業務報告書にまとめて区に提出しなければならないとしている。

平成30年度の業務報告書は、4、5月分は7月2日、6月分は7月18日、9月分は10月11日、10、11月分は平成31年1月15日、12月分は平成31年1月29日、1~3月分は平成31年4月23日に提出されていた。

事業者に対して基本協定で規定した期限までの提出を促し、正確な事務処理 に努められたい。

# 7 一般財団法人 港区体育協会

【所管部局:教育委員会事務局教育推進部】

区は、港区体育協会に対して、港区体育協会補助金3,802万円余を支出した。

### (1)会計処理について≪意見事項≫

補助事業のうち、ビギナーズ卓球教室については参加者から参加費を徴し639,200円の収入があった。ビギナーズ卓球教室費については、総事業費1,270,524円から参加費639,200円を差し引いた631,324円を補助対象経費とすべきところ、清算書では691,000円となっており、59,676円が過払いとなっていた。

補助対象事業であるビギナーズ卓球教室に対する補助金は、所要経費の総額を対象とせず、所要経費から参加費収入を除いた額を対象とすべきである。対象経費の積算根拠を明確にし、精査して支出されたい。